

# 平成 20 年度 男女共同参画の推進に関する年次報告書



宇都宮市

# 目 次

はじめに	2
<b>I 第2次行動計画の体系表</b>	<b>3</b>
<b>II 平成20年度における第2次行動計画の事業進捗状況一覧</b>	<b>5</b>
<b>III 基本目標ごとの平成20年度の進捗状況</b>	<b>10</b>
<b>基本目標Ⅰ</b> 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり	11
施策の方向1 男女共同参画の意識づくり	11
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	15
<b>基本目標Ⅱ</b> 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる 環境づくり	17
施策の方向3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組	17
<b>基本目標Ⅲ</b> 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり	26
施策の方向4 女性に対する暴力根絶への取組	26
施策の方向5 男女の生涯にわたる健康づくり	30
<b>IV 平成20年度の基本目標ごとの総合評価</b>	<b>32</b>

表紙イラスト：平成20年度「男女共同参画社会づくり標語・イラストコンクール」

<イラストの部>最優秀賞 宇都宮市清原中学校2年（受賞当時）田中まゆさんの作品

## はじめに

少子高齢化，人口減少時代の到来，世界経済の急激な悪化など，今日の日本社会は大きな転換期を迎えております。このような中，様々な変化に柔軟に対応し，活力ある都市を築いていくためには，男性も女性もその個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」を実現することが必要です。

本市では，豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指して，平成 15 年 6 月に男女共同参画条例を制定するとともに，同条例第 8 条に基づき，「第 2 次宇都宮市男女共同参画行動計画」（以下「第 2 次行動計画」，計画期間：平成 20～24 年度）を平成 20 年 3 月に策定し，男女共同参画に関する施策・事業を総合的・計画的に推進しています。

この年次報告書は，男女共同参画を着実に推進するため，同条例第 15 条に基づき，平成 20 年度に取り組んできた施策・事業の推進状況の概要についてとりまとめたものです。

第 2 次行動計画の初年度である平成 20 年度は，第 2 次行動計画の主要な柱として掲げたワーク・ライフ・バランスの推進や，女性に対する暴力根絶に向けて，配偶者暴力相談支援センターの設置や，第 2 次行動計画の下位に位置づける分野別計画として「配偶者からの暴力対策基本計画」の策定などに積極的に取り組みました。

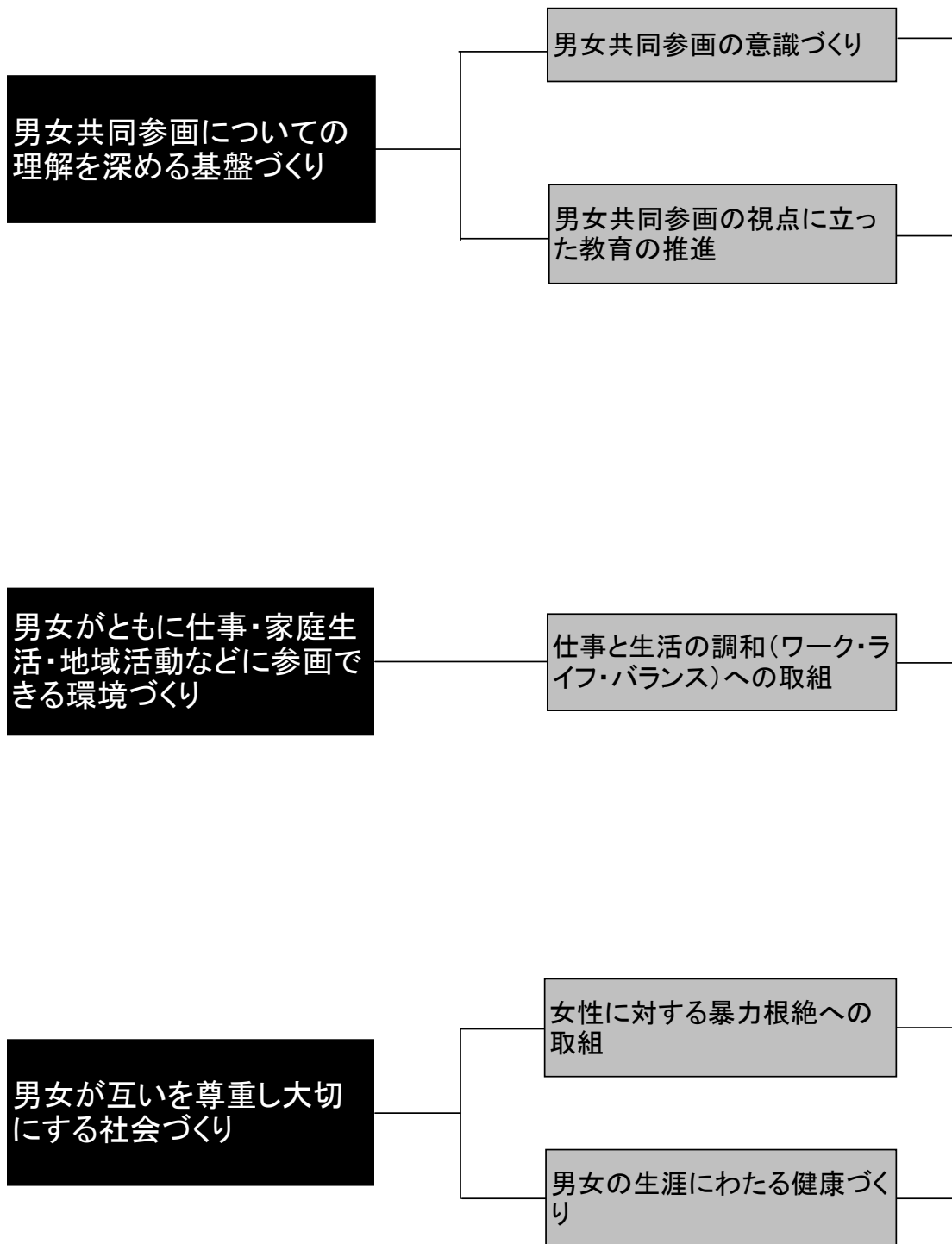
男女共同参画社会の実現のためには，行政だけでなく，市民・事業者・教育関係者のみなさんが一緒になって取り組んでいく必要があります。今後も，みなさんのご理解・ご協力を賜りますとともに，各分野での取組を進めていただくにあたり，年次報告書をご活用いただければ幸いです。

平成 21 年 7 月 宇都宮市長 佐藤 栄 一

# I 第2次行動計画の体系表

【基本目標】

【施策の方向】



【取り組むべき施策】

●：重点事業，★：新規事業

		No.	重点	新規	施策・事業
男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動		1			男女共同参画推進月間の実施
		2	●		ときめく未来へ参画会議の開催
		3			男女共同参画に関する情報提供
		4			ふれあいのある家庭づくり事業の実施
		5		★	市職員への啓発
男女共同参画の意識を高める学習の推進		6	●		男女共同参画推進講座の開催
		7		★	若者への学習機会の提供
男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実		8	●	★	家庭教育に関する意識啓発事業の実施
		9			家庭教育に関する学習機会の提供
		6			(再掲) 男女共同参画推進講座の開催
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進		10			人権(男女平等)教育の推進
		11	●		男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施
		12			若者への性教育の充実
		13			教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進
雇用環境の整備と働き方の見直しの促進		14			事業者向け啓発事業
		15	●	★	事業者訪問の実施
		16		★	ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援
		17		★	男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇
		18		★	勤労者向け啓発事業
仕事と家庭生活などとの両立支援の推進		19			保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供
		20	●		地域における子育て支援活動の充実
		21			高齢者等の介護支援の充実
家庭生活における男女共同参画の促進		22	●	★	男性の家庭生活への参画促進事業
		4			(再掲) ふれあいのある家庭づくり事業の実施
		8		★	(再掲) 家庭教育に関する意識啓発事業の実施
		9			(再掲) 家庭教育に関する学習機会の提供
地域活動における男女共同参画の促進		23	●	★	男性の地域活動への参加・参画促進
		24		★	女性の視点を反映した地域づくりの促進
		25			地域活動の担い手育成
女性の多様なチャレンジへの支援		26	●		女性の再就職支援
		27			女性の起業支援
		28			女性の政策・方針決定過程への参画促進
		29			女性の人材育成と活用
女性に対する暴力防止のための啓発		30			女性に対する暴力防止のための啓発
		31	●	★	DV根絶強化月間の実施
配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化		32		★	配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進
		33	●	★	配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実
		30			(再掲) 女性に対する暴力防止のための啓発
		31		★	(再掲) DV根絶強化月間の実施
ライフステージに応じた健康支援		35	●	★	男女の年代ごとの健康支援
		12			(再掲) 若者への性教育の充実

## II 平成 20 年度における第 2 次行動計画の事業進捗状況一覧

本市では第 2 次行動計画に掲げている 3 つの基本目標を達成するため、5 つの「施策の方向」、12 の「取り組むべき施策」、35 の「施策・事業」、114 の事業（「具体的な取組」）を定め、男女共同参画推進事業に取り組んでいます。

ここでは、平成 20 年度の第 2 次行動計画に掲げている 114 の事業（「具体的な取組」）の進捗状況について、一覧表として報告します。

平成 20 年度第 2 次行動計画の事業進捗状況一覧表

基本目標	成果指標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	施策・事業	新規取組	具体的な取組 ( )内は活動指標	目標値 (24年度)	結果 (20年度)	主管課				
基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり	家庭生活において男女平等と感じる人の割合（平成 24 年度に 42%）	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動	重点	新規	1 男女共同参画推進月間の実施		男女共同参画推進月間における事業実施回数			4	男女共同			
						2 ときめく未来へ参画会議の開催		「ときめく未来へ参画会議」の開催回数	1	1	男女共同				
				3 男女共同参画に関する情報提供						男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしつぷ」の発行と周知（発行回数）				2	男女共同
										「男女共同参画推進センターだより」の発行と周知（発行回数）				2	男女共同
										広報紙等による情報発信（広報紙への男女共同参画推進事業（特集）の掲載回数）				4	男女共同
										情報コーナーの設置（情報コーナーへの最新情報の提供頻度）				随時	男女共同
				4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施						啓発イベントの開催（来場者数）				11,000	子ども未来
										作品コンクールの実施（応募点数）				482	子ども未来
				5 市職員への啓発						新規 市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行・周知（情報提供回数）				2	男女共同
										人権研修・セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施（研修実施回数）				1	人事
			男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知（周知回数）										4	男女共同	
			保育士対象の男女共同参画研修の実施（保育士向けの出前講座の実施回数）										—	男女共同	
			6 男女共同参画推進講座の開催				重点		男女共同参画推進市民講座（出前講座）の開催（開催回数）				8	男女共同	
									市民企画型啓発講座の開催（開催回数）				2	男女共同	
									男女共同参画推進講座の開催（開催回数）			50	21	男女共同	
			7 若者への学習機会の提供						男女共同参画社会づくり標語等コンクールの実施（作品応募校数）				16	男女共同	
									新規 パートナーシップ甲子園（男女共同参画料理コンテスト）の実施（開催回数）			1	—	男女共同	
									若者向けの暴力防止のための啓発（デートDVリーフレットの配布部数）				4,800	男女共同	

基本目標	成果指標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	施策・事業	新規取組	具体的な取組 ( )内は活動指標	目標値 (24年度)	結果 (20年度)	主管課		
づくり 基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤	家庭生活において男女平等と感じる人の割合(平成24年度に42%)	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実	重点		8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施		家庭教育情報誌の発行・周知	2	4	生涯学習		
							新規	家庭教育啓発ビデオの作成と周知(使用箇所数)		25	生涯学習		
						9 家庭教育に関する学習機会の提供			出前講座の開催(親学出前講座の実施回数)		86	生涯学習	
						6 男女共同参画推進講座の開催(再掲)			男女共同参画推進市民講座(出前講座)の開催(開催回数)		8	男女共同	
							市民企画型啓発講座の開催(開催回数)		2	男女共同			
							男女共同参画推進講座の開催(開催回数)	50	21	男女共同			
					(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進			10 人権(男女平等)教育の推進		人権(男女平等)教育の推進(河内地区の授業研究会への参加校数)		93	学校教育
						重点		11 男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施		教育参考資料「かがやき」の活用(男女共同参画教育参考資料を授業や出前講座などで活用している学校の割合(%))	100	未調査	男女共同
								12 若者への性教育の充実		「性教育サポート事業」の実施(開催回数:25校中)		25	学校健康
									出前講座の実施 ・エイズ予防啓発普及活動の参加者数 ・性といのちの健康教育出前講座参加者数		7,156	保健予防	
												1,834	子ども家庭
								13 教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進		人権教育研修会の実施(研修参加者数)		93	学校教育

第2次行動計画の活動指標として定められた取組。

基本目標	成果指標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	施策・事業	新規取組	具体的な取組 ( )内は活動指標	目標値 (24年度)	結果 (20年度)	主管課		
基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	仕事・家事・プライベートを両立している男性（既婚有業）の割合（平成24年度に32%）	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組	(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進		新規	14 事業者向け啓発事業		事業所向け出前講座の実施(開催回数)		0	男女共同		
								事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布(男女共同参画事業者集配布部数)		1,000	男女共同		
								「勤労者向けガイドブック(働くあなたのサポートガイド)」の作成と配布(配布部数)		2,800	商工振興		
					重点	新規	15 事業者訪問の実施		事業者訪問の実施(事業者訪問延べ件数)	250	36	男女共同	
						新規	16 ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援		ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの派遣(派遣件数)		—	男女共同	
							17 男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇		男女共同参画推進事業者表彰(さきり大賞)の実施と周知(さきり大賞受賞事業者延べ件数)	14	5	男女共同	
						新規		推進事業者の認証制度の構築(「宇都宮まちづくり貢献企業制度」認証企業数)		25	商工振興		
						新規		推進事業者への優遇措置の検討(「宇都宮まちづくり貢献企業制度」認証企業数)		25	商工振興		
							18 勤労者向け啓発事業	新規		事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布(再掲)(男女共同参画事業者集配布部数)		1,000	男女共同
									「勤労者向けガイドブック(働くあなたのサポートガイド)」の作成と配布(再掲)(ガイドブックの配布部数)		2,800	商工振興	
									勤労者との意見交換(勤労者との意見交換会の開催回数)		—	男女共同	
							19 保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供 ※次世代育成支援行動計画(H17-21)において定められた平成21年度の目標値			延長保育の実施(実施率(%))	※100	98	保育
									長時間延長保育の実施(実施か所数)	※12	3	保育	
									一時保育の実施(実施か所数)	※49	50	保育	
					休日保育の実施(実施か所数)	※4			1	保育			
					夜間保育の実施(実施か所数)	※2			1	保育			
					病後児保育の実施(実施か所数)	※4			3	保育			
					広域入所の実施(広域入所の利用者数)				98	保育			
				新規	事業所内保育施設設置助成の実施(補助対象事業所内保育施設数)				0	保育			
					20 地域における子育て支援活動の充実	重点				ファミリーサポートセンター事業の充実(ファミリーサポートセンター会員数)	2,650	1,777	子ども未来
				新規					保育ママ制度の実施(保育ママの認定者数)		1	保育	
							一時預かり保育事業の実施(一時預かり保育利用者数)		1,835	子ども未来			
							子育てサロンの拡充(実施施設数)		12	保育			
							なかよしクラブの実施(活動箇所数)		3	保育			
							保育所の地域活動の推進(地域活動を推進した保育所数)		64	保育			
							保育園における園庭開放(園庭開放を行った保育園の箇所数)		18	保育			
					21 高齢者等の介護支援の充実			介護保険事業の着実な実施(介護予防教室の開催回数)		670	高齢福祉		
		地域包括支援センターの活用(地域包括支援センター設置箇所数)		25			高齢福祉						



基本目標	成果指標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	施策・事業	新規取組	具体的な取組 ( )内は活動指標	目標値 (24年度)	結果 (20年度)	主管課		
基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	仕事・家事・プライベートを両立している男性（既婚有業）の割合（平成24年度に32%）	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組	（3）家庭生活における男女共同参画の促進	重点		22 男性の家庭生活への参画促進事業		ママパパ学級の開催（参加者数）		2,416	子ども家庭		
							新規	ファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）の推進（講座開催回数）	3	3	男女共同		
							新規	男性の家事講座の開催（講座開催回数）		1	男女共同		
						4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施（再掲）		啓発イベントの開催（来場者数）		11,000	子ども未来		
								作品コンクールの実施（応募点数）		482	子ども未来		
							新規	家庭教育情報誌の発行・周知（家庭教育情報誌の発行回数）	2	4	生涯学習		
						8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施（再掲）	新規	家庭教育啓発ビデオの作成と周知（使用箇所数）		25	生涯学習		
								9 家庭教育に関する学習機会の提供（再掲）		出前講座の開催（親学出前講座の実施回数）		86	生涯学習
							新規	地域活動促進講座の開催（開催回数）	2	—	男女共同		
				（4）地域活動における男女共同参画の促進	重点	23 男性の地域活動への参加・参画促進	新規	うつのみや地域教育メッセの実施（人材かがやき支援事業の実施）（うつのみや地域教育メッセに出展する団体数）		37	生涯学習		
								宮っ子ステーション事業での活用（活動アドバイザー（男性）の延べ参加者数）		174	生涯学習		
							新規	女性の視点を反映した防災（災害復興を含む）活動の促進（自主防災会や防災訓練における意識啓発の回数）		—	男女共同		
						24 女性の視点を反映した地域づくりの促進		自治会活動における男女共同参画の促進（単位自治会長の女性の人数）		18	みんなまち		
								25 地域活動の担い手育成		まちづくり講習会の開催（女性参加延べ人数）		87	みんなまち
								ボランティア養成講座の開催（開催回数）		0	男女共同		
			（5）女性の多様なチャレンジへの支援		重点	26 女性の再就職支援		女性のための再就職準備セミナーの開催（開催回数）	2	2	男女共同		
								マザーズサロンとの就職情報の連携（ハローワークの新着求人情報の提供回数）		40	男女共同		
								再チャレンジ相談の実施（再チャレンジ相談の相談人数）		21	男女共同		
							新規	再就職活動時の託児の実施（再就職活動時等において託児を実施した割合）		10	男女共同		
						27 女性の起業支援		宇都宮ベンチャーズの運営（起業家支援講座・交流サロンの開催回数）		12	産業政策		
						28 女性の政策・方針決定過程への参画促進		審議会等委員への女性の登用促進（審議会等委員の女性の割合）	30	24.0	男女共同 行政経営		
							家族経営協定の締結促進（農家個別訪問数（戸））		34	農業委員会 事務局			
				29 女性の人材育成と活用		リーダー養成講座の開催（開催回数）	2	1	男女共同				
						海外研修への派遣（派遣人数）		1	男女共同				
						各分野での活用促進（各種審議会等への女性登用に関するPR回数）		7	男女共同				
						女性のチャレンジ事例集の発行（発行部数）		1,000	男女共同				

基本目標	成果指標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	施策・事業	新規取組	具体的な取組 ( )内は活動指標	目標値 (24年度)	結果 (20年度)	主管課	
基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に する社会づくり	過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合(平成24年度に0%に近づける)	4 女性に対する暴力根絶への取組	(1)女性に対する暴力防止のための啓発			30 女性に対する暴力防止のための啓発		講座・講演会の開催(開催回数)		1	男女共同	
								リーフレットなどによる啓発(啓発回数)		2	男女共同	
								若者向けの暴力防止のための啓発(再掲) (デートDVリーフレットの配布)		—	男女共同	
				<b>重点</b>	<b>新規</b>	31 DV根絶強化月間の実施		DV根絶強化月間中の啓発事業数	3	6	男女共同	
					<b>新規</b>	32 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進		DV対策基本計画の策定		策定済	男女共同	
				<b>重点</b>	<b>新規</b>	33 配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実		配偶者暴力相談支援センターの設置と相談の充実(DV相談件数)		524	男女共同	
							配偶者暴力相談支援センターの周知(周知用リーフレットの配布部数)		2,150	男女共同		
							相談員の質の向上(アドバイザー派遣制度実施回数)		1	男女共同		
							外国人被害者への適切な対応(外国人のDV相談件数)		14	男女共同 国際交流		
							女性のためのカウンセリングの実施(実施回数)	35	23	男女共同		
							女性のための法律相談の実施(実施回数)		44	男女共同		
				<b>新規</b>			DV被害者支援ボランティアによる支援(ボランティアと連携して実施したDV防止啓発活動事業数)		3	男女共同		
						30 女性に対する暴力防止のための啓発(再掲)				1	男女共同	
										5	男女共同	
									4,800	男女共同		
				<b>重点</b>	<b>新規</b>	31 DV根絶強化月間の実施(再掲)		DV根絶強化月間中の啓発事業数	3	6	男女共同	
					34 関係機関との連携		民間シェルターとの連携(民間シェルター入所状況)		19	男女共同		
						DV対策関係機関ネットワーク会議による連携(開催回数)		2	男女共同			
						宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の運営(開催回数)		2	男女共同			
			5 男女の生涯にわたる健康づくり	(1)ライフステージに応じた健康支援	<b>重点</b>	<b>新規</b>	35 男女の年代ごとの健康支援	<b>新規</b>	夫婦で聴く健康講座の開催(開催回数)	2	1	男女共同
								がん検診の実施(前立腺・子宮・乳がん検診受診者総数)		34,848	健康増進	
								ママパパ学級の開催(参加者数)		2,416	子ども家庭	
								妊婦健康診査の実施(妊婦一般健康診査受診率(%))		77	子ども家庭	
								不妊に悩む人への支援(特定不妊治療費助成の申請件数)		293	子ども家庭	
								「性教育サポート事業」の実施(開催回数:25校中)		25	学校健康	
								出前講座の実施 ・エイズ予防啓発普及活動の参加者数 ・性といのちの健康教育出前講座参加者数		7,156	保健予防	
					1,834	子ども家庭						

### III 基本目標ごとの平成 20 年度の進捗状況

ここでは、基本目標ごとの平成 20 年度の進捗状況について、重点事業（下表、黒色の網掛け箇所）として定めた「施策・事業」を中心に報告します。

#### 宇都宮市第 2 次行動計画に掲げた重点事業

基本目標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	施策・事業 (黒網掛け箇所は重点事業)
基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める	の 1 意識 男女 共同 参画	(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動		1 男女共同参画推進月間の実施
			○ 2	ときめく未来へ参画会議の開催
	育の 2 の視 推点 進に 男女 立共 つ同 た参 教画	(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実		3 男女共同参画に関する情報提供
				4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施
			5 市職員への啓発	
		○ 6	男女共同参画推進講座の開催	
			7 若者への学習機会の提供	
		○ 8	家庭教育に関する意識啓発事業の実施	
			9 家庭教育に関する学習機会の提供	
			6 男女共同参画推進講座の開催(再掲)	
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進		10 人権(男女平等)教育の推進		
	○ 11	男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施		
基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	ス 3 への 仕事 取と 組生 活の 調和 (ワー ーク・ ライフ・ balan	(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進		12 若者への性教育の充実
				13 教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進
	(2) 仕事と家庭生活などとの両立支援の推進		14 事業者向け啓発事業	
		○ 15	事業者訪問の実施	
	(3) 家庭生活における男女共同参画の促進		16 ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援	
			17 男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇	
	(4) 地域活動における男女共同参画の促進		18 勤労者向け啓発事業	
			19 保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供	
	(5) 女性の多様なチャレンジへの支援	○ 20	地域における子育て支援活動の充実	
			21 高齢者等の介護支援の充実	
基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し、大切にする社会づくり	暴 4 力根 絶性 への 対取 組	(1) 女性に対する暴力防止のための啓発		22 男性の家庭生活への参画促進事業
				4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施(再掲)
	(2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化		8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施(再掲)	
			9 家庭教育に関する学習機会の提供(再掲)	
	5 男女の生涯にわたる健康づくり	(1) ライフステージに応じた健康支援	○ 23	男性の地域活動への参加・参画促進
				24 女性の視点を反映した地域づくりの促進
		25 地域活動の担い手育成		
		○ 26	女性の再就職支援	
		27	女性の起業支援	
		28	女性の政策・方針決定過程への参画促進	
	29	女性の人材育成と活用		
	30	女性に対する暴力防止のための啓発		
	○ 31	DV根絶強化月間の実施		
		32 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進		
	○ 33	配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実		
	30	女性に対する暴力防止のための啓発(再掲)		
		31 DV根絶強化月間の実施(再掲)		
		34 関係機関との連携		
	○ 35	男女の年代ごとの健康支援		

## 基本目標Ⅰ

### 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

#### ☆目標☆

家庭生活において、男女平等と感じる人の割合を増やします。

成果指標	平成 18 年度 (計画策定時直近データ)	平成 24 年度 (目標値)
家庭生活において男女平等 と感じる人の割合	29.1% <sup>1</sup>	42.0% <sup>1</sup>

#### 施策の方向1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう、啓発活動や学習を推進します。

#### 取組むべき施策1 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい理解と意識を持てるよう、積極的な広報・啓発活動を行います。

#### 重点施策・事業

##### ◆「ときめく未来へ参画会議」の開催（施策・事業番号2）

男女共同参画社会の実現に向けて実践的な展開を図るため、男女共同参画を推進する市民団体と新たに実行委員会形式により事業の実施を図り、課題の研究・討議を行うとともに、講演会や分科会、フェスティバルを開催しました。

平成 20 年度の「第 2 回ときめく未来へ参画会議」では、「ワーク・ライフ・バランス」をメインテーマに掲げ、自分らしい生きがいを求めた働き方や、父親の家庭参画支援などについて討議を行い、956名の市民が参加しました。

<sup>1</sup>本市が平成 18 年度に実施した『男女共同参画に関する市民意識調査』によると、家庭生活において男女平等と感じる人の割合は 29.1%で、内閣府が平成 19 年に実施した『男女共同参画社会に関する世論調査』の 42.0%を大きく下回っています。

活動指標	計画策定時 (19年度)	現状値 (20年度)	目標値 (24年度)
「ときめく未来へ参画会議」の開催回数	年1回	年1回	年1回



基調講演の様子



フェスティバルの様子

## 取組むべき施策2 男女共同参画の意識を高める学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識をもって行動することが必要です。そのために、あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会を提供し、意識の醸成を図ります。

### 重点施策・事業

#### ◆男女共同参画推進講座の開催（施策・事業番号6）

##### ●男女共同参画推進市民講座（出前講座）の開催

自治会やサークル、協議会などからの要請に応じて、希望テーマに沿った講師を市が派遣し、「家庭教育」や「子育て支援」、「DV」などの男女共同参画をテーマにした出前講座を年8回開催し、400人の市民が参加しました。



市民講座（出前講座）の様子

## ●市民企画型啓発講座の開催

市民や市民団体による企画提案により、男女共同参画社会づくりのための意識啓発講座として、「アサーティブネス<sup>2</sup>トレーニング講座」などを年2回開催し、68名の市民が参加しました。

## ●男女共同参画推進センター（自主講座）講座の開催

家庭・地域・職場<sup>など</sup>において、男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進センターにおいて、「<sup>おやこ</sup>父子チャレンジ講座」や「夫婦でできる健康な体づくり」などをテーマにした自主講座を年11回開催しました。

活動指標	計画策定時 (19年度)	現状値 (20年度)	目標値 (24年度)
男女共同参画推進講座の開催回数	年16回	年21回	年50回

### 施策の方向1 「男女共同参画の意識づくり」の現状・課題・対応

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、行動することが必要です。

市では、「男女共同参画についての理解を深める基盤づくり」のため、10月の「うつのみや男女共同参画推進月間」における啓発誌の発行や市民協働による「ときめく未来へ参画会議」の開催などに取り組むとともに、男女共同参画推進講座の開催等、様々な機会を捉えて啓発活動に取り組みました。

一方、本市が平成18年度に実施した市民意識調査によると、「家庭生活において男女平等と感じる人の割合」は29.1%で、内閣府調査の42%を大きく下回る状況にあることから、家庭生活をはじめ、様々な分野において男女平等と感ぜられるよう、さらに、性別役割分担意識を解消し、男女が互いを尊重する意識の形成につながるような広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

今後は、より多くの市民が男女共同参画の意義を理解することができるよう、マスメディアやホームページなどの様々な媒体を積極的に活用し、広報・啓発の充実を図ります。

また、「家庭の日」や「男女共同参画社会づくり」の作品コンクールにおける優秀作品を活用した普及啓発など、市民にわかりやすい取り組みを進め、家族が協力・尊重しあう男女共同参画意識の醸成に積極的に取り組みます。

<sup>2</sup> 自分の要求や意見を、相手の権利を侵害することなく、誠実に、率直に、対等に表現すること。

## 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

### 取り組むべき施策1

### 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

子どもの教育の基本は家庭です。家庭において、次代を担う子どもたちに男女平等や男女の協力など、男女共同参画の正しい教育が行われるよう、家庭教育の支援を充実します。

### 重点施策・事業

#### ◆家庭教育に関する意識啓発事業の実施（施策・事業番号8）

男女が互いを尊重し理解しあうような子どもの人間形成を図るため、保護者等に家庭教育の重要性についての意識啓発を図ります。

##### ●家庭教育情報誌の発行・周知

多くの保護者に家庭教育の重要性に気づいてもらうことを目的として、小学校低学年までの子どもをもつ保護者を対象に、小学校や幼稚園、保育園、公共施設等をとおして、子育て関連情報などを掲載した親学情報紙「KODOMO LOOK」を年4回発行しました。平成20年度は、「食育」や「父親」、「子育てを楽しもう」などをテーマに取り上げ、意識啓発を行いました。



親学情報紙「KODOMO LOOK」

活動指標	計画策定時 (19年度)	現状値 (20年度)	目標値 (24年度)
家庭教育情報誌の発行回数	年2回	年4回	年2回

##### ●家庭教育啓発ビデオの作成と周知

市内全ての成人式会場などで家庭教育啓発ビデオを上映し、近い将来、子育てに関わる新成人に対して、家庭教育の重要性や親としての役割について啓発しました。

## 取組むべき施策2

# 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

学校教育の場において、発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性などの教育を行います。

## 重点施策・事業

### ◆男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施（施策・事業番号 11）

性別にとらわれない家事分担や職業観・メディアを読み解く力を養う内容などを盛り込んだ男女共同参画教育参考資料「かがやき」を、小学5年生全員を対象に配布し、活用します。また、時代に即した内容となるよう教材の内容を見直します。

#### ●教育参考資料「かがやき」の活用

次代を担う子どもたちが、生涯を通して個性と能力を發揮していくために、自分らしさの意味や互いの個性を尊重することについて考える機会をつくるため、男女共同参画教育参考資料「かがやき」を小学5年生全員に配布し、授業や宿題で活用しました。

また、ゲームや紙芝居などを交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施しました。



教育参考資料「かがやき」

活動指標	計画策定時 (19年度)	現状値 (20年度)	目標値 (24年度)
男女共同参画教育参考資料を授業や出前講座などで活用している学校の割合	54.4%	未調査※	100%

※平成22年に市立小学校を対象に調査予定。



## **施策の方向2 「男女共同参画の視点に立った教育の推進」の現状・課題・対応**

市では、男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、男女共同参画教育参考資料「かがやき」を活用した教育や人権教育の推進、家庭教育支援事業の実施等に努めました。

平成19年度に小学5年生を対象に実施した意識調査によると、「家事は男女が力を合わせてやるのが良い」と回答した割合は54.0%であり、平成11年度（47.3%）や平成16年度（52.2%）と比較すると、少しずつではありますが、向上しています。

子どもたちが男女平等や男女の相互理解と協力の重要性について学び、次代の男女共同参画社会を築くことができるよう、今後更に、男女共同参画の視点に立った家庭教育支援や学校教育を推進していく必要があります。

今後は、家庭教育支援の一環として実施している親学出前講座のプログラムを更に充実するなど、講座の活用促進を図り、保護者の意識啓発や学習機会の提供に積極的に取り組めます。

また、小学校において、教育参考資料「かがやき」がより一層活用されるよう、活用促進策について検討いたします。

## 基本目標Ⅱ

# 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

### ☆ 目標 ☆

仕事・家事・プライベートを両立している男性の割合を増やします。

成果指標	平成 18 年度 (計画策定時直近データ)	平成 24 年度 (目標値)
仕事・家事・プライベートを両立している男性（既婚有業）の割合	—	32% <sup>3</sup>

## 施策の方向3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

### への取組

#### 取組むべき施策1 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保ち、男性が家事や子育て・介護等に参加するためには、雇用環境の整備や働き方の見直しによる労働環境改善の取組推進や、事業者と勤労者の主体的な取り組みを促進することが必要です。

<sup>3</sup> 「男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会」が平成 18 年に実施した『少子化と男女共同参画に関する意識調査』において、男性（既婚有業）の 32%が仕事・家事・プライベートの両立を希望しているものの、実際に両立している人は 7.8%であり、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が大きくかけ離れていることが分かっています。

## 重点施策・事業

### ◆事業者訪問の実施（施策・事業番号 15）

事業所における雇用環境整備の取組みを促進するため、平成 20 年度から新たに事業者訪問を実施しました。平成 20 年度は市内事業所（事業主や人事部門担当者等を対象）36 社を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進の意義や重要性について理解を促しました。

活動指標	計画策定時 (19 年度)	現状値 (20 年度)	目標値 (24 年度)
事業者訪問延べ件数	—	36 社	250 社

## 取組むべき施策2 仕事と家庭生活などとの両立支援の推進

仕事と家庭生活などとの両立を可能にし、男女がともにあらゆる分野に参画するためには、男性も女性もともに家族的責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが必要なことから、仕事と家庭の両立を支援するための、育児や介護の社会的支援を充実します。

## 重点施策・事業

### ◆地域における子育て支援活動の充実（施策・事業番号 20）

身近な場所で安心して子育ての援助を受けられるよう、地域の子育て支援を充実します。

#### ●ファミリーサポートセンター事業の充実

子育て支援を通し、たくさんの人との地域でのふれあいをはぐくみ、安心して仕事と子育てを両立できる社会をつくるため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（協力会員）が会員となって子育ての相互援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」を実施しました。

平成 20 年度現在、ファミリーサポートセンター会員数は 1,777 人に増えました。

活動指標	計画策定時 (19年度)	現状値 (20年度)	目標値 (24年度)
ファミリーサポートセンター会員数	1,600人	1,777人	2,650人

### ●保育ママ制度の実施

保育所の整備を計画的に進めておりますが、待機児童は解消されていない状況であるため、地域の人材を活用し、本市が認定する保育士または看護師の資格を持つ者の自宅で保育を行う「保育ママ制度」を、平成20年度から実施しました。平成20年度現在、保育ママの認定者数は1名で、3人の児童を保育しました。

### ●一時預かり保育事業の実施

子育てなどに対する社会的支援の充実に努め、保護者が安心して生活できるようにするため、中心市街地再開発ビル内“ゆうあいひろば”で、乳幼児を一時的に預かる「一時預かり保育事業」を実施しました。平成20年度は、1,835名の市民が一時預かり保育事業を利用しました。

### ●子育てサロンの拡充

地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談指導・育児不安の解消等、地域における子育て家庭に対する支援を推進するため、地域の子育て家庭が気軽に訪れ、遊びを通して交流できる場を提供する「子育てサロン」を、12施設で実施しました。

### ●なかよしクラブの実施

地域の子育て支援のための相談、交流の場を提供していくとともに、心身に遅れがあると思われる幼児やその保護者に対し適切な相談、指導助言を行い児童福祉の向上を図るため、就学前の子を持つ親子を対象に、遊び、生活指導、保育園児との交流等を行う「なかよしクラブ」を平成20年度は3か所で実施しました。

### ●保育所の地域活動の推進

保育所が、地域に開かれた社会資源として、世代間交流事業、異年齢児交流等事業、育児講座、育児と仕事の両立支援事業を実施し、専門的な機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進しました。平成20年度は、64箇所の保育所（公立18園、民間46園）で実施しました。

### ●保育園における園庭開放

保育所が地域に開かれた社会資源として、その専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進するため、地域の子育て家庭を対象に保育所の園庭開放を行い、在宅の未就園児との交流を深めました。

### ●宮っ子ステーション事業の実施（子どもの家事業）

それぞれの家庭での教育と連携し、地域をあげて子どもを育成するため、必要な小学校区における児童の健全育成及び子育て支援事業を実施します。

具体的には、地域の運営委員会に事業を委託し、平日の午前は、乳幼児とその保護者に対する子育て支援、平日の午後は、主に昼間保護者のいない小学生に対して遊び場、居場所の提供、休日等は地域全体の児童に対して、遊び場、居場所の提供を行なう事業を実施しました。平成 20 年度現在、子どもの家設置箇所数は 65 か所です。

## 取組むべき施策3 家庭生活における男女共同参画の促進

市民意識調査によると、男性の約 6 割が、家事や子育て・介護等への参加を希望しています。また、再就職などの女性の再チャレンジに必要なことは、夫の理解や家事・育児への参加であると答える人が 45%と最も多くなっています。

男性の家庭参画が進むことは、家事に参加したい男性の希望の実現だけでなく、女性の再チャレンジも促進します。また、高齢社会においては、男性が家庭生活においても自立することが必要なこととなりつつあります。こうしたことから、意識啓発や講座の実施などにより、男性の家庭生活への参画を促進します。

### 重点施策・事業

#### ◆男性の家庭生活への参画促進事業（施策・事業番号 22）

男性が家庭にスムーズに参画できるよう、年代に応じた各種講座等を開催します。

### ●ママパパ学級の開催

夫婦で妊娠・出産等に関する知識や技術を学ぶことで妊娠中から親になることへの自覚を高め、夫婦で協力して子育てをする準備ができるようにするため、妊婦とその夫を対象に、赤ちゃんの沐浴の練習などを行う「ママパパ学級」を開催しました。

平成 20 年度からは、より身近な場所で受講できるよう、地域拠点ごとに開催し、「ママパパ学級」に 2,416 人が参加しました。

●ファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）の推進

男女が、仕事と家庭生活を両立し、社会のさまざまな分野へともに参画するため、男性の家庭参画を促すファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）推進事業を平成 20 年度より実施しました。

「宮っこフェスタ 2008」では、ファザーリング事業として、基調講演や啓発パネル展示、ファザーリングを推進する市民団体によるブース出展や活動報告などを行い、フェスタ全体で 11,000 人が参加しました。



宮っこフェスタ 2008 での基調講演の様子

また、凧づくりや、お弁当・給食づくりに取り組むなどの「父子チャレンジ講座」を開催するとともに、「父と子の心にのこる一言コンクール」を実施するなど、ファザーリングを推進しました。

「父と子の心にのこる一言コンクール」

＜子どもからの一言部門＞最優秀賞

「このおとうさんはすごくおもしろいおとうさんです！」大貫譲司さん

＜父親からの一言部門＞最優秀賞

「俺は、お前が大好きだ。親バカ？親バカって親しかなれないんだぞ。」吉田茂興さん

活動指標	計画策定時 (19 年度)	現状値 (20 年度)	目標値 (24 年度)
父親を楽しむための講座開催回数	—	年 3 回	年 3 回

●男性の家事講座の開催

男性の家庭生活における自立を促進するため、家族で参加しやすい「片付け」をテーマとした講座「大人のためのお片づけ塾」を実施し、43 名が参加しました。

## 取組むべき施策4 地域活動における男女共同参画の促進

市民意識調査の結果によると、現在、社会的活動に参加していない人は約半数にのぼっていますが、今後行ってみたい活動も特にないという人は2割程度と低く、社会的活動への参加意向が高いものの、現在は参加できていないという状況が伺われます。

こうしたことから、仕事と生活の調和を図り、男女がともに地域活動に参画しやすい社会をつくりまします。

### 重点施策・事業

#### ◆男性の地域活動への参加・参画促進（施策・事業番号 23）

本市が平成 18 年度に実施した市民意識調査によると、仕事が忙しく社会的活動に参加できない男性が 45.5%と多いことから、特に仕事中心の生活により、社会的活動に参加できなかった団塊世代を中心に、男性の地域活動への参加・参画を促進する各種事業を実施します。

##### ●地域活動促進講座の開催

男性の地域活動への参加のきっかけづくりを目的とした「地域活動促進講座」は、平成 20 年度は実施しておりませんが、今後、講座の実施に向けて検討いたします。

活動指標	計画策定時 (19 年度)	現状値 (20 年度)	目標値 (24 年度)
地域活動促進講座の実施	—	—	年 2 回

##### ●うつのみや地域教育メッセの実施（人財かがやき支援事業の実施）

技術や知識を持った市民が、指導者等として地域活動（生涯学習関連施設や学校等）に参画するきっかけをつくるとともに、既に地域で教育活動を行なっている者と、これから活動したい者と企画者との、顔の見える交流促進を図るため、「うつのみや地域教育メッセ」を新たに実施しました。同メッセには 37 の市民団体が出展し、約 500 名が参加しました。

### ●宮っ子ステーション事業での活用（放課後子ども教室事業）

すべての児童の放課後の健やかな育成を図るため、地域、学校等が連携して子どもたちが心豊かに育まれる環境づくりを行う「宮っ子ステーション事業」を平成19年度から開始しました。

同事業の活動アドバイザーに174名の男性が登録し、勉強やスポーツ、文化活動などの体験活動や交流活動において活躍しました。

## 取組むべき施策5 女性の多様なチャレンジへの支援

市民意識調査の結果によると、女性の理想の働き方として「再就職型」をあげる人が男女とも5割以上で、内閣府調査に比べ、高い割合となっています。こうしたことから、再就職をはじめとする女性の再チャレンジを中心に、女性のさまざまなチャレンジ<sup>4</sup>を支援していきます。

### 重点施策・事業

#### ◆女性の再就職支援（施策・事業番号26）

セミナーの開催や個別相談の実施などにより再就職の支援をします。

#### ●女性のための再就職準備セミナーの開催

出産・育児・介護等により就業を中断した女性で、再就職を希望する人を支援するため、再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーとして、「女性の再就職のためのパソコンセミナー」を年2回開催し、40名の女性が参加しました。

活動指標	計画策定時 (19年度)	現状値 (20年度)	目標値 (24年度)
再就職準備セミナーの開催回数	年1回	年2回	年2回

<sup>4</sup> 社会のあらゆる分野で女性が活躍できるよう、チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう支援します。政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を求める「横」へのチャレンジ、子育てや介護でいったん仕事を中断した女性の再就職等の「再」チャレンジなど、多様なチャレンジを支援していきます。



### ●マザーズサロンとの就職情報の連携

女性の就業を支援するため、男女共同参画推進センター内にチャレンジコーナーを設け、ハローワークやマザーズサロン<sup>5</sup>と連携し、求人情報や就職のための情報を提供しました。平成20年度は、ハローワークの新着求人情報を40回提供しました。

### ●再チャレンジ相談の実施

出産・育児・介護などにより就業を中断した女性の再就職や起業を支援するため、再就職などの相談にキャリアカウンセラーが応じる「再チャレンジ相談」を男女共同参画推進センターで定期的に開催し、個々の状況に応じた適切な助言・指導を行いました。平成20年度は10回の相談会を開催し、21名の女性が相談しました。

### ●再就職活動時の託児の実施

子育て中の女性の再就職活動を支援や、仕事と家庭生活などとの両立支援の推進のため、再チャレンジ相談や再就職準備セミナー受講時に参加する時などの再就職活動時に、男女共同参画推進センターにおいて無料で子どもを預かる託児を実施しました。

平成20年度は、再就職にかかるすべての事業において、託児を実施し、10人の女性が利用しました。

## 施策の方向3 「仕事と生活の調和への取組」の現状・課題・対応

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが自らの希望に沿って、多様な活動に参画できる環境を整備することが重要です。

市では、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者への周知・啓発を目的とした事業者訪問を新たに実施するとともに、「男女共同参画推進事業者表彰」の実施、推進事業者の取組事例を掲載した事業者集の発行・周知などにより、事業者における雇用環境整備の促進に取り組みました。

また、仕事と家庭生活などとの両立支援として、ファミリーサポートセンターや宮っ子ステーション事業（子どもの家事業）など地域における子育て支援活動の充実に取り組みました。

さらに、男性の家庭参画支援の一環として、新たにファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）事業を実施し、関係部署との連携や市民協働による効果的な周知・啓発を図るとともに、女性のための再就職準備セミナーの充実など、女性のチャレンジ支

<sup>5</sup> マザーズサロンとは、子育てをしながら就職を希望している人が、子ども連れでもゆっくと仕事探しができるように、キッズコーナーやベビーベットが完備されているハローワークです。ハローワーク宇都宮駅前プラザ内にあります。個別の相談や、保育関連サービス、就職支援セミナーなどの情報提供も行っています。

援に取り組みました。

一方，世界的な経済状況の悪化により，事業者は収益や雇用において深刻な状況に直面しており，ワーク・ライフ・バランスの取り組みへの理解促進が難しい状況にあります。

しかしながら，ワーク・ライフ・バランスが一過性のものとならないよう，事業者はもとより，勤労者や市民に対して，意識や働き方の改革を促進するための周知・啓発を着実に進める必要があります。

今後は，経済団体等との連携を図り，ワーク・ライフ・バランスの取組好事例などを交えた企業セミナー等を実施するとともに，勤労者との意見交換会を開催するなど，働く側の意識啓発にも努めます。

また，男性の家庭参画を促すためのファザーリング事業や女性の社会参画を促進するためのチャレンジ支援事業を着実に進めるとともに，男性の地域活動への参画のきっかけづくりとなる講座の実施について検討するなど，男女がともに，仕事・家庭生活・地域活動など多様な活動に参画できるよう，各種事業を展開します。

## 基本目標Ⅲ

# 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり

### ☆目標☆

**配偶者などから暴力を受けたことのある女性を減らします。**

成果指標	平成 18 年度 (計画策定時直近データ)	平成 24 年度 (目標値)
過去 2 年間に配偶者などからの暴力を受けたことのある女性の割合	12.7% <sup>6</sup>	0%に近づける

## 施策の方向4 女性に対する暴力根絶への取組

### 取組むべき施策1 女性に対する暴力防止のための啓発

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など、女性に対するあらゆる暴力を防止するための各種啓発事業を行い、女性に対する暴力の未然防止に努めます。

#### 重点施策・事業

#### ◆DV根絶強化月間の実施（施策・事業番号 31）

DVは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広めるため、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）、及び、国における女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）が実施される11月を「うつつのみやDV根絶強化月間」として新たに定め、啓発事業を行いました。

強化月間における啓発事業としては、街頭キャンペーンや啓発パネルの展示、市の公共施設トイレへのDV相談先周知ステッカーの貼付、DV根絶のための啓発講座の開催、「広報うつつのみや」での啓発などに取り組みました。

<sup>6</sup> 本市が平成18年度に実施した『男女共同参画に関する市民意識調査』。

活動指標	計画策定時 (19年度)	現状値 (20年度)	目標値 (24年度)
「うつのみやDV根絶強化月間」中の啓発事業数	—	6事業	3事業

## 取組むべき施策2

## 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化

暴力相談支援センター業務を開始し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための相談や自立支援を行います。

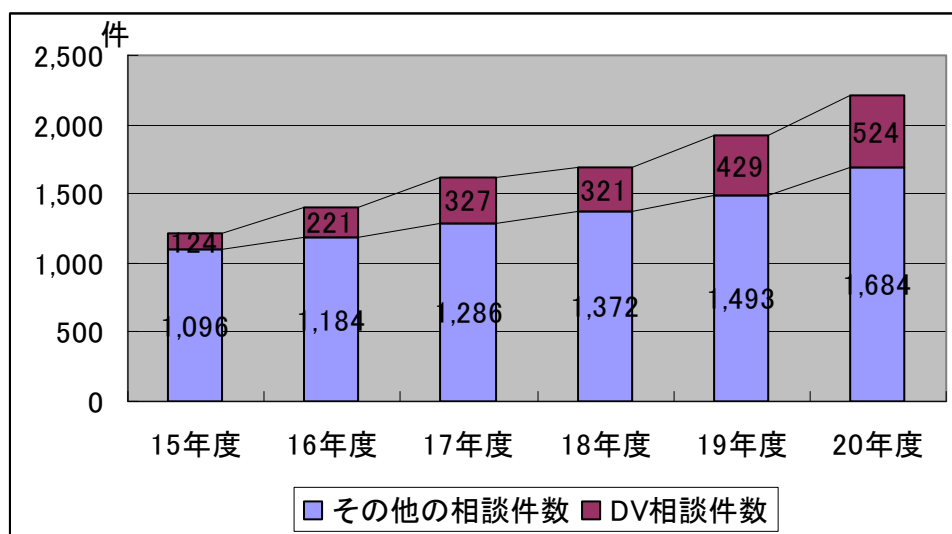
### 重点施策・事業

#### ◆配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実(施策・事業番号 33)

##### ●配偶者暴力相談支援センターの設置と相談の充実

DV被害者が安心して相談できる体制を充実するため、市では平成20年4月に配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、専用の相談電話を設置しました。DV被害者への相談・助言、関係機関と連携した被害者の安全確保、保護命令申立等の手続における支援などに努めました。

本市における相談件数とDV相談件数の推移



### ●配偶者暴力相談支援センターの周知

DV 被害後、誰に相談してよいかわからず、一人で悩んでいる DV 被害者が、安心して相談できる窓口があることを周知するため、広報紙による広報やリーフレットの配布、市庁舎トイレへの DV 相談先周知ステッカーの貼付などにより、配偶者暴力相談支援センターの周知を図りました。

### ●相談員の質の向上

DV 被害者からの様々な相談にも相談員が適切に対応を行うことができるよう、国等が実施する研修に参加したり、国のアドバイザー派遣制度などを活用し、事例研究を行ったりするなど、相談員の資質向上に努めました。

### ●外国人被害者への適切な対応

外国人の DV 被害者が安心して相談できるよう、国際交流プラザなどの関係機関と連携し、言葉の壁を持つ外国人に配慮した相談を行いました。

### ●女性のためのカウンセリングの実施

DV 被害者を含め、様々な悩みを持った女性を支援するため、女性のためのカウンセリングを月 2 回実施しました。平成 20 年度は 23 回のカウンセリングを行いました。

活動指標	計画策定時 (19 年度)	現状値 (20 年度)	目標値 (24 年度)
女性のためのカウンセリング実施回数	年 23 回	年 23 回	年 35 回

### ●女性のための法律相談の実施

離婚、DV 被害、相続などの諸問題に悩む女性の問題解決のため、女性のための法律相談を月 1 回実施しました。

### ●DV 被害者支援ボランティアによる支援

DV 被害者支援ボランティア養成講座を受講したボランティアと協働により、「うつのみや DV 根絶強化月間（11 月）」において、街頭キャンペーン、パネル展示、講座などの DV 防止啓発事業を行いました。

#### **施策の方向4 「女性に対する暴力根絶への取組」の現状・課題・対応**

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女が互いを尊重し、思いやりを持って生きていくことが重要です。

市では、女性に対する暴力根絶に向けて、特に、社会問題として顕在化している DV の予防啓発を図るため、毎年 11 月を「うつのみや DV 根絶強化月間」として新たに定め、市民と協働で相談機関を周知する街頭キャンペーンや啓発パネル展示などの DV 防止啓発活動に取り組みました。

また、年々増加する DV 相談への対応を強化するため、平成 20 年 4 月から、配偶者暴力相談支援センター業務を開始するとともに、DV の予防から被害者の自立支援まで、DV 施策を総合的に推進するため、「配偶者からの暴力対策基本計画」を平成 21 年 3 月に策定しました。

DV 根絶に向けて、DV の予防啓発から被害者の自立支援まで一貫した対策を効果的に推進するため、関係部署・関係機関や民間団体との連携を更に図る必要があります。

今後は、「配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、相談員等の資質向上のための研修や、医療機関と連携した相談窓口の周知、DV 防止啓発事業の充実等に取り組みます。

また、一時保護などの緊急時においては、県婦人相談所や警察署との連携を更に図りながら、被害者とその子どもの安全確保に努めます。

さらに、加害者から逃れて危機的状況を脱した被害者とその子どもが、新たな地域において自立が図れるよう、「DV 被害者の居場所」を整備するとともに、居場所において各種の自立支援事業を民間団体と連携しながら実施し、DV 対策を推進します。

## 施策の方向5 男女の生涯にわたる健康づくり

### 取組むべき施策1 ライフステージに応じた健康支援

男女とも、自身のライフステージによって健康上の問題を抱えるため、それぞれのライフサイクルに応じた健康支援を行います。

#### 重点施策・事業

##### ◆男女の年代ごとの健康支援（施策・事業番号 35）

男女とも、自身のライフステージによって健康上の問題を抱えるため、それぞれのライフサイクルに応じた健康支援を行います。

##### ●夫婦で聴く健康講座の開催

パートナーの健康上の問題や身体上の違いの理解促進を図るため、新たに「夫婦で聴く健康講座」を実施しました。平成 20 年度は、メタボリックシンドロームを取り上げ、その予防に向けた講座を開催し、14 名が受講しました。

活動指標	計画策定時 (19 年度)	現状値 (20 年度)	目標値 (24 年度)
夫婦で聴く健康講座開催回数	—	年 1 回	年 2 回

##### ●がん検診の実施

健康に関する関心を高めるとともに、男女の身体的特性によるがんの早期発見・早期治療を促進するため、前立腺がん検診・婦人がん検診を実施しました。平成 20 年度は、34,848 人の市民が前立腺・子宮・乳がん検診を受診しました。

##### ●ママパパ学級の開催（再掲）

夫婦で妊娠・出産等に関する知識や技術を学ぶことで妊娠中から親になることへの自覚を高め、夫婦で協力して子育てをする準備ができるようにするため、妊婦とその夫を対象に、赤ちゃんの沐浴の練習などを行う「ママパパ学級」を開催しました。平成 20 年度の「ママパパ学級参加者数」は 2,416 人でした。

## ●妊婦健康診査の実施

妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療を支援することにより、安心して妊娠・出産を迎えられるようにするため、妊婦に母子健康手帳交付時に受診票（14回分）を交付するなどの健康支援を行いました。平成20年度の「妊婦一般健康診査受診率」は77%でした。

## ●不妊に悩む人への支援

不妊に悩む夫婦を支援するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して、財政的援助（不妊治療費助成）を行いました（助成金額：年度あたり上限40万円、年度2回まで、通算5年間助成）。平成20年度は293件の申請がありました。

## **施策の方向5 「男女の生涯にわたる健康づくり」の現状・課題・対応**

市では、男女が互いの身体的特質を理解しあうきっかけづくりとして、新たに「夫婦で聴く健康講座」を実施するとともに、男女のライフステージや身体的特性に応じた健康支援として、ママパパ学級の開催や妊婦健康診査、不妊治療費助成、婦人がん・前立腺がん等の検診などに取り組んでいます。

また、若者への性教育の充実を図るため、中・高校生を対象とした「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防教育出前講座」などを実施し、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力の養成に努めています。

生涯を通じて健康で充実した生活を送るためには、ライフステージや身体的特質に応じた健康支援を充実する必要があります。特に、女性は、妊娠・出産などのライフサイクルに応じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、自らの身体について正しい情報を入手し、健康を享受できるようにする必要があります。

今後は、ライフステージや性差に基づく特有の疾患に焦点を当てた講演会やキャンペーンの実施など、健康力向上を目的とした啓発事業を実施し、健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、健康支援の充実を図ります。



## IV 平成 20 年度の基本目標ごとの総合評価

第 2 次行動計画では、3 つの基本目標を定め、それぞれの基本目標には、男女共同参画の推進に向けた目標値や、さまざまな施策・事業を盛り込んでいます。

平成 20 年度は、第 2 次行動計画の初年度であることから、施策・事業の推進に向けて掲げた活動指標の達成状況（「第 2 次行動計画の活動指標と進捗状況一覧」35 頁参照）を中心に、基本目標ごとの総合評価について報告します。

### 基本目標 I 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

基本目標 I 「男女共同参画についての理解を深める基盤づくり」については、10 月の男女共同参画推進月間において、男女共同参画に関する討議やイベントを実施する「ときめく未来へ参画会議」を市民協働で開催するとともに、男女共同参画推進講座を開催するなど、様々な機会を捉えて施策の方向 1 「男女共同参画の意識づくり」に取り組みました。

施策の方向 1 において、新規事業として計上している「パートナーシップ甲子園」（高校生や大学生などの若者を対象とした料理コンテスト）は、平成 20 年度は実施することができなかったことから、今後、実施に向けて検討を進め、若者への学習機会の提供など、幅広い世代に向けた啓発の充実に取り組みます。

また、施策の方向 2 「男女共同参画の視点に立った教育の推進」に向けて、家庭教育情報誌の発行や親学出前講座などの実施により、家庭教育支援の充実を図るとともに、小学校 5 年生全員に男女共同参画教育参考資料「かがやき」を配布し、授業や宿題での活用を図りました。

教育参考資料「かがやき」の活用状況については、平成 21 年度に調査を実施する予定ですが、子どもの頃から、男女平等や男女の相互理解と協力について意識を醸成することは、次代の男女共同参画社会を築くために大変重要であることから、教育参考資料「かがやき」の活用促進策を検討するなど、引き続き、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

## 基本目標Ⅱ

### 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

基本目標Ⅱ「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」については、「雇用環境の整備と働き方の見直しの促進」を図るため、新たに事業者訪問を実施し、ワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行うとともに、男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」を実施し、男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業者を顕彰し、広報紙やホームページ、事例集等で紹介しました。

また、「仕事と家庭生活などとの両立支援の推進」に向けて、保育園等における多様な保育サービスの提供やファミリーサポートセンターなど地域における子育て支援活動の充実に努めました。

多様な保育サービスのうち、保護者の就労形態により断続的に保育を行う一時保育を実施する保育所の拡充を図りましたが、長時間延長保育の実施や休日保育の実施か所数は、目標値を達していない状況にありますことから、今後も、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めてまいります。

「家庭生活における男女共同参画の促進」については、特に男性の家庭参画を促進するため、父親であることを楽しむことを目的とした「父子チャレンジ講座」を開催するなど、新たにファザーリング(父親であることを楽しむ生き方)事業に取り組みました。

また、「地域活動における男女共同参画の促進」では、平成20年度は、男性の地域参加のきっかけづくりを目的とした「地域活動促進講座」を実施することができなかったことから、今後、講座の実施に向けて検討してまいります。

「女性の多様なチャレンジへの支援」については、出産や育児等により就業を中断した女性で、再就職を希望する人を支援するため、再就職準備セミナーや再就職相談会を開催するなど、女性の再チャレンジ支援に取り組みました。

女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、庁内LANを活用し、各種審議会や懇談会における女性委員の登用を各課に促すなど、「審議会等委員の女性の割合」の向上に努めましたが、目標値である3割を達成していない状況です。今後は女性を登用していない審議会や懇談会等を設置している各課に出向き、女性登用の意義や重要性について説明するなど、目標値の達成に向けて積極的に取り組みます。

今後とも、男女がともに自らの希望に沿って多様な活動に参画できるよう、雇用環境の整備と働き方の見直しの促進や、家庭生活や地域活動での男女共同参画の促進のための施策事業を展開してまいります。

### 基本目標Ⅲ

#### 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり

基本目標Ⅲ「男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり」については、施策の方向4「女性に対する暴力根絶」において、11月の「うつのみやDV根絶強化月間」での街頭キャンペーンや啓発パネル展示、DV相談先周知ステッカーの貼付などのDV防止啓発事業に取り組むとともに、女性のためのカウンセリングの実施や配偶者暴力相談支援センターの設置、「配偶者からの暴力対策基本計画」の策定などに取り組みました。

施策の方向4における「女性のためのカウンセリング」の実施回数は、平成20年度は横ばいとなっておりますが、今後、DV被害者の自立に向けたカウンセリング事業の充実を図ってまいります。

また、施策の方向5「男女の生涯にわたる健康づくり」に向けて、パートナーの健康上の問題や身体上の違いを互いに理解するきっかけづくりとして、平成20年度は「夫婦で聴く健康講座」に取り組むとともに、がん検診や妊婦健康診査、若者への性教育サポート事業の実施など、それぞれのライフサイクルに応じた健康支援に取り組みました。

今後は、ライフステージや性差に基づく特有の疾患に焦点を当てた講演会やキャンペーンの実施など、健康力向上を目的とした啓発事業を実施し、男女がともに健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、健康支援の充実を図ります。

## 第2次行動計画の活動指標と進捗状況一覧

基本目標Ⅰ	成果指標	目標値	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	活動指標名と目標値及び結果				
							活動指標名	計画策定時(19年度)	現状値(20年度)	目標値(24年度)	
男女共同参画に関する理解を深める基盤づくり	家庭生活における男女平等と感	平成24年度に42%	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動	重点		「ときめく未来へ参画会議」の開催回数	1	1	1	
				(2) 男女共同参画の意識を高める学習の推進	重点		男女共同参画推進講座の開催回数	16	21	50	
						新規		パートナーシップ甲子園の開催回数	—	—	1
				2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実			家庭教育情報誌の発行回数	2	4	2
								男女共同参画推進講座の開催回数	17	21	50
					(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	重点		男女共同参画教育参考資料を授業や出前講座などで活用している学校の割合(%)	54.4	未調査	100

基本目標Ⅱ	成果指標	目標値	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	活動指標名と目標値及び結果			
							活動指標名	計画策定時(19年度)	現状値(20年度)	目標値(24年度)
できる環境づくり	仕事・家事・プライベートを両立している男性(既)	平成24年度に32%	3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組	(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進	重点	新規	事業者訪問延べ件数	—	36	250
							きらり大賞受賞事業者延べ件数	4	5	14
				(2) 仕事と家庭生活などの両立支援の推進			延長保育実施率(%)	99	98	※100
							長時間延長保育の実施か所数	3	3	※12
							一時保育の実施か所数	48	50	※49
							休日保育の実施か所数	1	1	※4
							夜間保育の実施か所数	1	1	※2
							病後児保育の実施か所数	3	3	※4
					重点		ファミリーサポートセンター会員数	1,600	1,777	2,650
				(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	重点	新規	父親を楽しむための講座開催回数	—	3	3
							家庭教育情報誌の発行回数	2	4	2
				(4) 地域活動における男女共同参画の促進	重点	新規	地域活動促進講座の実施	—	—	2
				(5) 女性の多様なチャレンジへの支援	重点		再就職準備セミナーの開催回数	1	2	2
							審議会等委員の女性の割合	23.1	24	30
							リーダー養成講座の開催回数	1	1	2

基本目標Ⅲ	成果指標	目標値	施策の方向	取り組むべき施策	重点	新規	活動指標名と目標値及び結果				
							活動指標名	計画策定時(19年度)	現状値(20年度)	目標値(24年度)	
男女が互いを尊重し大切に	女性の暴力を受けたことのあるから	平成24年度に0%に近づける	4 女性に対する暴力根絶への取組	(1) 女性に対する暴力防止のための啓発	重点	新規	DV根絶強化月間中の啓発事業数	—	6	3	
				(2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化	重点		女性のためのカウンセリング実施回数	23	23	35	
					重点	新規	DV根絶強化月間中の啓発事業数	—	6	3	
				5 女性の生涯にわたる健康づくり	(1) ライフステージに応じた健康支援	重点	新規	夫婦で聴く健康講座開催回数	—	1	2

※次世代育成支援行動計画(H17-21)において定められた平成21年度の目標値

平成20年度男女共同参画の推進に関する年次報告書

平成21年7月

発行・編集 宇都宮市 市民生活部 男女共同参画課

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2346

FAX 028-632-2347

E-mail [u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp)